|  |  |
| --- | --- |
| 処－様式－008 (1/2) | 収集指令　　　　第　　　　　　－　　　　　号　　　　　　　　　　　　　（全　　　枚中　　　） |

|  |
| --- |
| 収　集　指　令　書 |

放射性廃棄物処理部

収集通知　第　　　　　－　　　号の放射性廃棄物・廃液の収集を指令する。

　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　　　　　　　放射性廃棄物処理部長　　　　　　　　　　　　　　印

　別表の放射性廃棄物・廃液を所定の場所（放射性廃棄物一時置場（その他　　　　　　　　））から廃棄物処理棟・第1固形廃棄物倉庫・第2固形廃棄物倉庫・汚染物貯蔵庫・その他（　　　　　　　　　　　　　）に収集を指令する。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  　 | 処理班長 | 管理班長 |  担当者 |  担当者 |  担当者 | 部長補佐 |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 収集の方法　： ﾄﾗｯｸ運搬 　（ ﾄﾞﾗﾑ缶詰、（　　　　 　　　））、その他（　 　　　　 　　　　）運転者　　　　：（　　　　　　　　　　　　　　）、ﾌｫｰｸ（　　　　　　　　　　　　　　）、ｸﾚｰﾝ( )( ) ( ) ( ) |
| （特記事項） 収集に関し収集現場において特別な処置をとる場合　：　処理班長の指示によること |

|  |
| --- |
| （報告） 実施　：　自　　　月　　　日　　　時　　　分－至 　 月　　　日　　　時　　　分  収集指令　第　　　－　号　実施にあたっての異常の有無　：　異常なし、　異常あり 報告者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
|  | 立会者 |
|  |

上記の指令事項の完了を確認する。

　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日　　　時 放射性廃棄物処理部長　 　　　　　　　　　　　　　　　印

処－様式－008 (2/2)

「放射性廃棄物の所内における運搬」のチェックシート

　確認日：　 　　年　　 月 　 日

|  |  |
| --- | --- |
| 運搬物の種類 | 放射性廃棄物 |
|  |
| **収集指令**：第 　　　　　　号 |  |

| 炉規則第12条第1項 | チェック項目 | チェック欄 |
| --- | --- | --- |
| 一 　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。 |  |  |
| 二 　核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。イ　核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合ロ　核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合 |  |  |
| 三 　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。 |
| ロ　容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、き裂、破損等が生ずるおそれがないものであること。 | 運搬容器等は、き裂、破損、汚れ等はないか？ |  |
| 四 　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。 | 運搬容器等及び運搬車両の表面の線量当量率は2 mSv/h以下か？ |  |
| 運搬容器等及び運搬車両の表面から1ｍの線量当量率は100 μSv/h以下か？ |  |
| 運搬車両の運転場所の線量当量率は20μSv/h以下か？ |  |
| 運搬容器等の表面の放射性物質の密度は法で定める表面密度限度の1/10以下か？（α線：0.4 Bq/cm2　　α線以外：4.0Bq/cm2 ） |  |
| 五 　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 | 運搬容器等の運搬車両の積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落の恐れはないか？ |  |
| 六 　核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。 | 運搬車両に原子力規制委員会の定める危険物と混載していないか？ |  |
| 七 　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。 | 運搬経路において標識の設置や見張人の配置等により運搬に従事する者以外の者及び関係車両以外の車両の立入を制限したか？ |  |
| 八 　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。 | 運搬容器等を運搬する際に、運搬車両は徐行運転か？ |  |
| 九 　核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。 |  |  |
|
| 十 　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。 | 運搬容器等及び運搬車両の適当な箇所に法で定める標識を取り付けたか？ |  |

炉規則第12条第2項、第3項及び第4項

|  |
| --- |
| ２ 　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。３ 　第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。**(管理区域内の場合、チェック欄の\*印の箇所の記載は不要)**４ 　試験研究用等原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則 （昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条 から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則 （昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条 から第十九条 までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。 |

特記事項

|  |
| --- |
|  |

炉規則第12条による措置が講じられていたことを確認した。

　　　　　　　　　　　　　放射性廃棄物処理部：

炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認した。

　　　　　　　　　　　　　　　　　放射線管理部：